

令和 9 年度

幼稚園・保育所・認定こども園 利用申込みのしおり



必ずしおりの
内容を確認し
てから申込み
してください



〈受付期間〉

一次募集 令和8年9月1日（火）～9月30日（水）

二次募集 令和8年12月7日（月）～12月23日（水）

途中入園 令和9年3月1日（月）～ ※令和9年5月以降の入所

渋川市こども健康部こども課 保育幼稚園係 TEL 22-2415（直通）

目 次

1	はじめに	
1-1	教育・保育施設の特徴	1ページ
1-2	教育・保育給付認定	2ページ
2	保育所・認定こども園（保育）の利用申込手続き	
2-1	利用できる児童と入園までの流れ	3ページ
2-2	保育を必要とする事由	4ページ
2-3	保育の必要量（時間区分）	5ページ
2-4	入園の申込手続きに必要な書類	6・7ページ
2-5	一次募集・二次募集	8・9ページ
2-6	途中入園の申込手続き	10ページ
2-7	利用調整と利用決定	10ページ
	【記入例】教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書	11・12ページ
	【記入例】就労証明書	13ページ
	【記入例】求職活動に関する申立書	14ページ
	【記入例】保育所等利用児童健康状態調査表	15ページ
3	幼稚園・認定こども園（教育）の認定申請手続き	
3-1	利用できる児童と入園までの流れ	16ページ
3-2	新規入園の認定申請手続き	17ページ
3-3	途中入園の認定申請手続き	18ページ
	【記入例】教育・保育給付認定申請書兼現況届出書	19ページ
4	申込み後・入園後の変更、取下、解除	
4-1	保育必要事由や必要量等の変更	20ページ
4-2	入園の取下・解除	20ページ
	【記入例】教育・保育給付認定事項変更申請書兼変更届出書	21ページ
5	その他	
5-1	市外の施設の利用申込手続き	22ページ
5-2	利用者負担	22ページ
5-3	申込後の注意事項	22ページ
6	Q&A	23・24ページ
7	子ども・子育て支援	
7-1	一時預かり（一般型）	25ページ
7-2	一時預かり（幼稚園型）	25ページ
7-3	病児保育	26ページ
7-4	しぶかわファミリー・サポート・センター	26ページ
7-5	利用料の無償化について	26ページ
7-6	地域子育て支援センター	27ページ
8	オンライン申請	28ページ
9	施設情報	
	市内施設一覧	29ページ
	延長保育	30ページ
10	マップ	
	市内幼稚園・保育所・認定こども園マップ	31ページ

1 はじめに

1-1 教育・保育施設の特徴

小学校就学前の児童が利用できる教育・保育施設は、次の3つになります。

◇幼稚園

小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設

年間指導計画に基づき、遊びを通して、各学年の発達に沿った自発性を促す教育を行います。個々の意欲を育て、社会、文化、自然などに触れ、小学校入学に向けて集団生活の基礎を身につけることができます。

4月1日現在満3歳以上で就学前の児童であれば、家庭環境や保護者の就労状況などに関わらず、入園することができます。

また、預かり保育を実施しているため長時間の利用も可能です。（保育を必要とする事由に該当する人は「施設等利用給付認定」を受けると利用料が無料です。）

◇保育所

就労などにより、家庭で保育ができない保護者に代わって保育する施設

長時間の預かりの中で、保育士との信頼関係を築くことで情緒の安定を図り、その後の学びへとつなげます。

異年齢の児童との交流を活発に行い、挑戦する気持ちや思いやりの気持ちを育み、自然や地域の人々に親しむことで、健全な心身の発達を図ります。

◇認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持つ施設

教育と保育の両方を一体的に実施します。満3歳以上の教育認定の児童と保育認定の児童が学級を編成し、一緒に過ごす共通利用時間があります。

満3歳以上の在園児であれば、家庭環境や保護者の就労状況などが変わっても、そのまま同じ園に通うことが可能です。

また、子育て相談や親子の集いなど子育て支援を実施しています。

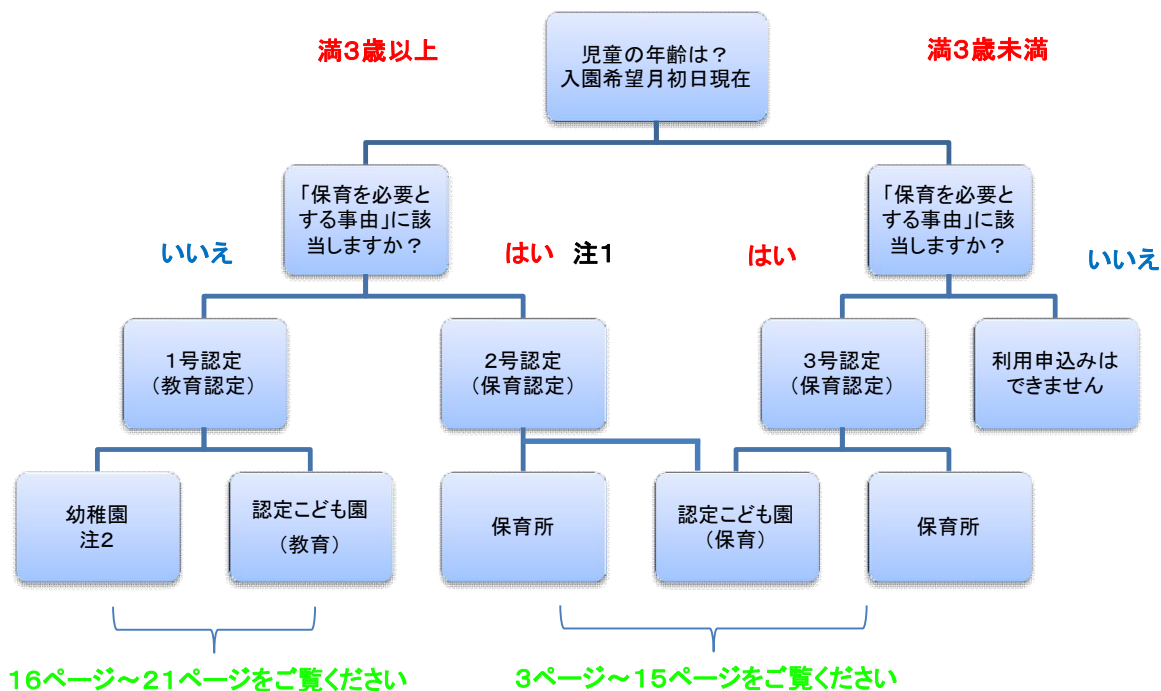


※医療的ケアが必要な新規申込みの児童は、利用申込みの前に子育て支援総合センターへご相談ください。

子育て支援総合センター 渋川市渋川1338-4 tel 0279-23-1877

1-2 教育・保育給付認定

小学校就学前の児童が幼稚園・保育所・認定こども園を利用する場合には、市の認定を受ける必要があります。（利用開始は原則月の初日からです。）
認定によって、利用する施設が異なります。



注1 共働き家庭でも幼稚園等での教育を利用したい場合は、1号認定を受けることができます。

注2 幼稚園の1号認定の場合は、令和9年4月1日現在の年齢が満3歳以上である必要があります。



◆1号認定（教育認定）

児童が満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望される場合
利用施設：幼稚園・認定こども園（教育）

◆2号認定（保育認定 満3歳以上）

児童が満3歳以上で、「保育が必要な事由」に該当し、
保育所等での保育を希望される場合
利用施設：保育所・認定こども園（保育）

◆3号認定（保育認定 満3歳未満）

児童が満3歳未満で、「保育が必要な事由」に該当し、
保育所等での保育を希望される場合
利用施設：保育所・認定こども園（保育）

令和9年度クラス年齢早見表

年齢・クラス	生年月日
5歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日 (2021年4月2日～2022年4月1日)
4歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日 (2022年4月2日～2023年4月1日)
3歳児	令和5年4月2日～令和6年4月1日 (2023年4月2日～2024年4月1日)
2歳児	令和6年4月2日～令和7年4月1日 (2024年4月2日～2025年4月1日)
1歳児	令和7年4月2日～令和8年4月1日 (2025年4月2日～2026年4月1日)
0歳児	令和8年4月2日～ (2026年4月2日～)

2 保育所・認定こども園（保育）の利用申込手続き

2-1 利用申込みできる児童と入園までの流れ

利用申込みできる児童

- (1) 保護者と利用する児童が渋川市に居住し、住民基本台帳に記載がある場合（転入予定者を含む。）
- (2) 保育所、認定こども園（保育）での集団生活ができる児童
- (3) 保護者が保育を必要とする事由に該当する場合（4ページをご覧ください。）

入園までの流れ



施設見学	各施設で特色のある保育を行っています。ご理解いただく上でも申込みの前に希望する施設の見学をお願いします。また、食事に配慮が必要である、体調面などで心配があるなど、気になることがある場合も、事前に希望する施設に相談してください。 ※見学は直接各施設にお問合せください。
------	--

	一次募集	二次募集	途中入園（令和9年5月以降）
利用申込 認定申請 期間	令和8年9月1日（火） ～ 令和8年9月30日（水）	令和8年12月7日（月） ～ 令和8年12月23日（水）	入園を希望する月の 前月10日まで （閉庁日の場合は、直前の閉庁日）

※受付開始日等は10ページをご覧ください。



利用調整



結果通知 認定証	12月上旬頃に 自宅へ郵送	2月上旬頃に 自宅へ郵送	入園希望月の前月の中旬頃に 自宅へ郵送
-------------	------------------	-----------------	------------------------

※在園中の施設を継続して利用する児童は、結果通知と認定証（交付されている認定証に変更があった場合に限り。）が在園中の施設から配付されます。



説明会	入園施設から案内が届きます。	結果通知が届いたら、 入園施設へ連絡してください。
-----	----------------	------------------------------



入 園

2-2 保育を必要とする事由

保育所、認定こども園（保育）を利用するには、市の保育認定を受ける必要があります。
 保育認定を受けるには、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者）のいずれもが下表のいずれかに該当することが必要です。

保育を必要とする事由		保育必要量	
		保育 標準時間	保育 短時間
労働	月に60時間以上の労働をしている （パートタイム、夜間などを含む。） ※繁忙期のみの自営の手伝いは除く。	○	○
妊娠・出産	妊娠中または出産後間がない ※認定期間：出産予定月を含む4か月（多胎6か月）	○	○
疾病・障害	保護者の疾病、負傷または心身の障害がある	○	○
介護・看護	同居または長期入院している親族の介護や看護をしている	○	○
災害復旧	火災や風水害等の災害復旧にあたっている	○	○
求職活動	求職活動（起業・開業準備を含む。）を継続的に行っている ※認定期間は90日です。期間終了日までに労働とならない場合、退園となります。	—	○
就学	教育施設に在学している	○	○
職業訓練	職業訓練校等における職業訓練を受けている	○	○
虐待・DV	虐待やDVの恐れがある	○	○
育児休業	育児休業取得時に、既に保育を利用している児童がいて継続利用が必要である	—	○
その他	上記に類する状態として市が認める場合	○	○

《妊娠・出産での利用》

（例）11月出産予定

	9月	10月	11月	12月	1月
認定期間 A			出産 予定月		
認定期間 B					

※Aの認定期間にするかBの認定期間にするか保護者が選択できます。

※認定期間は4か月（多胎児の場合は6か月）

※認定後、出産日が予定日と変わっても、認定期間は変わりません。

2-3 保育の必要量（時間区分）

保育の必要量は、保育を必要とする事由や保護者の状況に応じて、保育標準時間と保育短時間に区分されます。その範囲の中で、**保護者が保育を必要とする時間**の利用ができます。

どちらの区分も、それぞれの利用時間を超えて利用する場合は、延長保育となります。（延長保育については30ページをご覧ください。）

《労働の場合》

区 分	1 か月の労働の時間（原則）	利用できる時間
標準時間	120時間以上	1日最長11時間の中で 保育を必要とする時間
短時間	60時間以上120時間未満	1日最長8時間の中で 保育を必要とする時間

				保護者が保育を必要とする時間（保育利用時間）				
				通勤	勤務時間（休憩時間を含む。）	通勤		
延長保育	標準時間・短時間 （11時間）（8時間）						延長保育	
開園時間								

※保育を必要とする時間は**勤務時間と通勤に要する時間**となります。
 買い物などの時間は含みません。
 ※保育必要量の判断に必要なため、利用申込書の保育必要時間には、**通勤時間を含む保育利用希望時間**を記入してください。

保育の必要量は、就労時間などを基に判定していますが、次のような場合には、変更することも可能です。（就労証明書等の時間と希望利用時間が、想定される時間を大幅に超えている場合は、確認させていただきます。）

短時間 ↓ 標準時間	(例1)	1か月の就労時間は120時間未満であるが、勤務日によって1日8時間を超えて保育所を利用することがあり、 恒常的に 延長保育が必要となってしまう。（時々の残業は対象になりません。）
	(例2)	1日の就労時間は5時間であるが、勤務時間が午後1時から午後6時のため、保育短時間の利用時間帯を越えて 恒常的に 延長保育が必要となってしまう。
	(例3)	1か月の就労時間は120時間以内だが、早番・遅番のシフト制の勤務のため、預ける時間帯がまちまちとなり、 恒常的に 延長保育が必要となってしまう。
標準時間 ↓ 短時間	(例4)	夫婦共にフルタイムで働いているが、保育所の送迎は祖父母が協力してくれるため、保育短時間の利用で差し支えない。
	(例5)	育休から復帰し、しばらくは時短勤務のため、短時間の利用で差し支えない。

2-4 入園の申込手続きに必要な書類

利用申込みに必要な書類をすべて揃えて、締切日までに提出してください。

提出書類に不備があった場合は、一旦お返しします。締切日までに書類がすべて揃わない場合、利用調整はできませんので、余裕をもって準備をお願いします。

※申込児童・保護者・同居の家族の個人番号（マイナンバー）を記入していない利用申込書が多く見られるため、忘れずに記入をお願いします。

① 利用申込書に記載する保護者の本人確認ができるもの（運転免許証・マイナンバーカードなど）

※祖父母の方が申込みに来る場合は、署名欄に記入した保護者の運転免許証などの写しを持参してください。

② 子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書 ※記入例11・12ページ

※児童1人につき1枚ずつ、黒色または青色のボールペン（消せるものは不可）で記入してください。

③ 保育所等利用児童健康状態調査表（該当者のみ） ※記入例15ページ

【該当者】新規申込児童（現在利用中の施設と別の施設を希望する児童も含む。）

※出産予定児は出生後、入園日までに茨川市こども課に提出してください。

④ 保育を必要とすることを証明する書類（7ページをご覧ください。）

※世帯分離していても、同一住所または同一建物に住んでいる場合は同居とみなします。

- ・保護者すべての人の証明書類が必要です。
- ・提出書類のうち証明書や申立書は、申込時点の状況が記入されたものを添付してください。
- ・60歳未満の祖父母が同居する場合は、祖父母の書類も必要になります。
- ・離婚調停中で、保護者それぞれの証明書類が添付できない場合は、裁判所から交付された事件証明や係属証明など、調停中であることがわかる書類を添付してください。
（離婚協議中、婚姻関係だが別居しているなどの場合は、保護者それぞれの証明書類が必要です。）
- ・転入予定の方は、転入地が確認できる書類の写しを添付してください。
- ・きょうだいで申し込む場合は、各々添付する必要はありません。
- ・その他必要に応じて、別途必要書類を求めることがあります。



■保育を必要とすることを証明する書類

保護者等の状況		提出書類（各欄に記載されている○のついた書類）
労働 月60時間以上	会社に勤務している人 （会社に勤務予定の人）	○就労証明書（就労先事業所が作成したもの） ※記入例13ページ （複数の勤務先がある場合、すべて提出してください。）
	自営業者・自営協力者 農業従事者	○就労証明書（事業主が作成したもの。ただし、No.19は保護者が記入してください。） ※記入例13ページ ○自営等を証明するもの 確定申告収支内訳書または出荷伝票や納品書、源泉徴収票、直近3ヶ月分の支払明細書の写し等
	内職	○就労証明書（内職業者が作成したもの） ○委託契約書若しくは納品書または請求書や直近3ヶ月分の支払明細書の写し等
妊娠・出産		○母子手帳の写し（父母の氏名がわかるページまたは表紙） ○妊婦一般健康診査受診票の写し
疾病・障害		○医師の診断書（※保育が困難な旨の記載のあるもの） ○身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または障害福祉サービス受給者証が交付されている人はその写し（氏名・生年月日・等級のわかるページ）
介護・看護		○医師の診断書（看護の場合） ○介護保険被保険者証、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または障害福祉サービス受給者証が交付されている人はその写し（氏名・生年月日・等級のわかるページ）
災害復旧		○罹災証明書等の写し
求職活動(起業・開業準備を含む。)		○求職活動に関する申立書 ※記入例14ページ ※ 認定期間は90日 です。認定期間終了日までに就労とならない場合、退園となります。
就学、職業訓練		○在学証明書の写し（入学予定者は合格通知書の写し） ※これから受験する人は、受験することがわかるものの写し（入学が決定次第、合格通知書または入学許可書の写しを提出）
虐待・DV		○公的機関が発行した証明書等
育児休業		○就労証明書（育児休業期間の記載されているもの） ※記入例13ページ ※育児の終期が確定していない場合は、予定日を記入してください。 変更となった場合には、再提出をお願いします。

2-5 一次募集・二次募集

《令和9年4月1日入園希望の新規・継続利用申込みの人、産休・育休復帰予定の人》

一 次 募 集

○ 受付期間 令和8年9月1日（火） ～ 9月30日（水）

- 対象者
- ①令和9年4月入園を希望している人 **※出産予定児を含む。**
 - ②現在、保育所、認定こども園（保育）を利用していて、令和9年度も継続して利用を希望する人
 - ③現在利用している保育所、認定こども園（保育）とは別の施設を希望する人
 - ④産休・育休復帰予定で、令和9年5月～12月入園を希望している人 **※出産予定児を含む。**
（転入予定の人は、転入地が確定していて、入園月の1日までに転入し住民登録できる人）
 - ⑤転入予定者で、転入予定地が確定していて、令和9年4月1日までに転入し住民登録できる人

○ 受付場所 第一希望の施設の受付場所

※各施設の指定受付日にお越しください。

※9ページをご覧ください。

《指定受付日に希望施設で申込みができない場合》

受付場所：渋川市こども課（渋川市役所本庁舎1階）

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝日を除く。）

※ただし、受付期間中の9月15日（火）・29日（火）は、午後7時まで

窓口を延長して受け付けます。

二 次 募 集

※一次募集終了後に入園可能数に達していない施設の申込みを受け付けます。

○ 受付期間 令和8年12月7日（月） ～ 12月23日（水）

- 対象者
- ①令和9年4月入園を希望している人で、一次募集の受付期間に申込手続きができなかった人
※出産予定児は不可
 - ②産休・育休復帰予定で入園を希望している人 **※出産予定児は不可**
（転入予定の人は、転入地が確定していて、入園月の1日までに転入し住民登録できる人）
 - ③転入予定者で、転入予定地が確定していて、令和9年4月1日までに転入し住民登録できる人

○ 受付場所 渋川市こども課（渋川市役所本庁舎1階）

※受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで（土日を除く。）

一次募集指定受付日

施設名			所在地 電話番号 (市外局番 0279)	入園開始年齢	指定受付日	受付時間	受付場所 (第一希望の施設へ提出)
保育所	公立	第一保育所	渋川2103-22 TEL 22-0449	満1歳	9月4日(金)	午後2時30分～ 午後5時	各施設
		第四保育所	有馬716 TEL 23-3759	満1歳	9月9日(水)	午後2時30分～ 午後5時	
		第五保育所	渋川446-1 TEL 23-3002	3歳児	9月15日(火)	午後2時30分～ 午後5時	
	私立	渋川こばと保育園	金井2352-15 TEL 23-9066	満8か月	9月2日(水)	午後2時30分～ 午後5時	各施設
		行幸田保育園	行幸田910-1 TEL 23-3025	満6か月	9月8日(火)	午後2時30分～ 午後5時	
		コスモス保育園	石原1609-1 TEL 23-5389	産休明け	9月15日(火)	午後2時30分～ 午後5時30分	
		パンジー保育園	金井1512-1 TEL 24-5315	産休明け	9月14日(月)	午後2時30分～ 午後6時	
		たんぽぽ保育園	上白井2525 TEL 53-4554	満6か月	9月1日(火)	午後2時30分～ 午後5時	
		北橋保育園	北橋町八崎374 TEL 23-4213	満6か月	9月2日(水)	午後2時30分～ 午後5時	
認定こども園	公立	伊香保こども園	伊香保町伊香保335-3 TEL 72-2215	満6か月	9月14日(月)	午後2時30分～ 午後5時	各施設
		渋川幼稚園	渋川1773-1 TEL 22-2550	満1歳	9月11日(金)	午後2時30分～ 午後5時	
		かに石こども園	村上3751-1 TEL 59-2100	満1歳	渋川市こども課にて受付		
	私立	半田こども園	半田1162-1 TEL 24-2864	満6か月	9月7日(月)	午後2時30分～ 午後6時	各施設
		白ばら幼稚園	渋川778-2 TEL 22-1068	満8か月	9月11日(金)	午後2時30分～ 午後5時	
		中村こども園	中村369-4 TEL 24-5366	満6か月	9月3日(木)	午後2時30分～ 午後6時	
		ひばりこども園	赤城町勝保沢110-6 TEL 56-2144	満6か月	9月10日(木)	午後2時30分～ 午後5時	
		渋川大島幼稚園	半田2410 TEL 23-9930	2歳児	9月9日(水)	午後2時30分～ 午後5時	

※入園開始年齢に達した翌月から入園可。ただし、第五保育所と渋川大島幼稚園については、次のとおり。

- ①第五保育所：令和9年4月1日現在 3歳に達している児童
②渋川大島幼稚園：令和9年4月1日現在 2歳に達している児童

※第五保育所については、現在、在園している園児が卒園する令和11年度をもって廃止する予定です。このため、令和9年度の入所においては、0～2歳児の募集は行わず、3歳児～5歳児を対象とした入所児童の募集となります。

※かに石こども園は令和8年度は休園中のため、渋川市こども課（渋川市役所本庁舎1階）にて受け付けます。

※ひばり保育園は、令和9年度から認定こども園へ移行予定です。

2-6 途中入園の申込手続き 《令和9年5月以降の申込み》

○ 受付期間 受付開始日～入園希望月の前月10日

○ 対象者 令和9年5月以降に入園を希望する人

※一次募集、二次募集で申込みできなかった産休・育休復帰予定の人も申込みできます。

入園希望月	受付開始日	受付終了日	受付時間	受付場所
令和9年5月	令和9年3月1日(月)	令和9年4月9日(金)	午前8時30分 ～ 午後5時15分 ※土日祝日・ 年末年始を除く。	こども課 ※茨川市役所 本庁舎1階
令和9年6月		令和9年5月10日(月)		
令和9年7月		令和9年6月10日(木)		
令和9年8月	令和9年6月1日(火)	令和9年7月9日(金)		
令和9年9月		令和9年8月10日(火)		
令和9年10月		令和9年9月10日(金)		
令和9年11月		令和9年10月8日(金)		
令和9年12月	令和9年10月1日(金)	令和9年11月10日(水)		
令和10年1月		令和9年12月10日(金)		
令和10年2月		令和10年1月7日(金)		
令和10年3月		令和10年2月10日(木)		

※入園希望月の受付終了日以降、利用調整を行います。

2-7 利用調整と利用決定

1 利用調整

利用調整は、保護者ごとに市が定めた基準で点数化し、保育の必要性が高い（点数の高い）保護者から順に、希望する施設を市が調整します。

利用申込書に、第1希望のみ記入した場合は、ほかの施設との利用調整は行いませんので、ご注意ください。（第2・第3希望まで記入することをおすすめします。）

2 利用決定

- ・一次募集中に申込みをした人の利用の決定は、令和8年12月上旬頃となります。
- ・二次募集中に申込みをした人の利用の決定は、令和9年2月上旬となります。
- ・一次募集で市外の施設入園を希望した人は、市町村間の調整が必要となり時間がかかるため、可否の決定は令和9年2月以降になります。（育休復帰にあわせて入園の人は、入園月の前月になります。）
- ・令和9年5月以降の途中入園の申込みをした人の利用決定については、入園希望月の前月中旬頃の決定となります。

【記入例 教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書（おもて）】

子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書

転入予定者

下記条件にすべて該当する場合には
受付できます。

- ①転入予定地が確定している場合
- ②入園日までに渋川市内に転入ができる場合（一次募集・二次募集）

※申込書下段の余白に転入予定地
と転入予定日を記入してください。

認定証番号

継続

新規

転園

△△保育園

認定を申請します。

支援法に基づく保

市町村民税の情報

負担額について、

申込手続きに来られる人の署名
※保護者欄に署名いただいた人の
本人確認をさせていただきます。

みします。

閲覧することや、そ

ても必要な情報を提

また、保育の提供又は保育料の徴収に際しては、市が保育する個人情報を活用すること、市が勤務先に対し勤務内容等について調査すること並びに希望施設に対し、必要がある場合は、市が保育する個人情報を活用すること並びに希望施設に対し、保育関係の情報を提供することに同意します。

申込書提出日

押印は不要です。

令和8年1月1日
に渋川市以外
に住所があっ
た場合は、市町
村名を記入して
ください。

令和 8 年 9 月 4 日

保護者（署名）

渋川 翔太

子どものための教育・保
育給付支給認定証の認
定保護者になります。

しぶかわ しょうた

渋川 翔太

しぶかわ はな

渋川 花

電 話 番 号

自宅（ 22-2111 ）

父の携帯電話番号
（080-XXXX-XXXX）

母の携帯電話番号
（090-0000-0000）

R9.4.1時点の年齢

3

性別

男・女

出産予定の児
童の申込みに
ついては、一次
募集期間のみ
受け付けます。
氏名の欄は氏
のみ、生年月
日は出産予定
日を記入してく
ださい。母子手
帳の写し及び
妊婦一般健康
診査受診票の
写しを添付して
ください。

希望施設名

第1希望 ○○保育園

（希望理由）

自宅から近く送迎に都合がよい

第2希望 △△保育園

（希望理由）

自宅から近く送迎に都合がよい

第3希望 なし

（希望理由）

希望期間

令和 9 年 4 月 1 日 から 令和 10 年 3 月 31 日まで

必要時間

平日（ 8 :30 ~ 16:30 ）

土曜日 必要無し

送迎方法

送り： 車

送迎する人

送り： 父

迎え： 車

迎え： 母

氏 名

児童との続柄

渋川 翔太

父

渋川 愛

母

川 悠

兄

川 凜

妹

川 月子

祖母

保育が必要な時間
（勤務時間と通勤に
要する時間）を記入
してください。
（※買い物などの時
間は含みません。）
就労場所と施設まで
の移動時間が、想定
される時間を大幅に
超えている場合は確
認させていただきます。

勤務先
学校名等

〇〇工業(株)

〇〇〇小学校

障害者手
帳の有無

有・無

有・無

有・無

有・無

有・無

個人番号

111111111111

222222222222

333333333333

444444444444

555555555555

「有」の場合は、
手帳のコピーを
提出してください。

世帯分離してい
ても同一住所また
は同一建物に住ん
でいる場合は記入
してください。

児童の父または母が死
別・離婚・未婚以外の理
由で、同居していない場
合は、必ず記入してく
ださい。

児童と同居してい

氏名

氏名等

住所

個人番号

同居していない理由

□死別 □離婚 □単身赴任 □未婚 □その他（ ）

同居していない場合は、必ずチェックを入れてください。
離婚協議中の場合はその他欄に記入してください。

新規＝初めて入
園申込みをする
場合

継続＝今年度入
園中の施設を来
年度も継続して
希望する場合

転園＝現在入園
中の施設と違う
施設を来年度希
望する場合
欄外に現在入園
中の施設を記入
してください。

第1希望のみ
記入した場合、
その施設のみ
の利用調整と
なります。第2・
第3希望がない
場合は、「なし」
と記入してく
ださい。

年度ごとの申込
みになります。
最長で令和10
年3月31日ま
でとなります。
施設の生活に
徐々に慣らして
いく「ならし保
育」を行う場合
があります。
（2週間程度）
利用希望期間
の前から「なら
し保育」は行い
ません。
入園は原則1日
からです。

勤務先は提出日
現在、学校名は
令和9年度の予
定を記入してく
ださい。

マイナンバーカードや通
知カードの個人番号を
間違えずに必ず記入し
てください。

【記入例】教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書（うら）】

○家庭の状況について

父・母それぞれ該当する項目を○で囲んでください。

保育を必要とする理由		① 労働 ④ 病人の介護や看護 ⑦ 虐待、DV		② 妊娠、出産 ⑤ 求職活動 ⑧ 家庭の災害		③ 疾病、 ⑥ 就学		当する項目を○で 囲んでください。	
父親の状況				母親の状況					
常勤・パート・自営業・その他（ ） 事業所住所 茨城県〇〇〇×××番地× 事業所名 〇〇〇工業(株) 茨城営業所 就労開始年月 平成 28 年 4 月 就労時間 8時 30分～ 17時 30分 就業日数 1ヶ月平均 25日				常勤・パート・自営業・その他（ ） 事業所住所 事業所名 就労開始年月 年 月 就労時間 分～ 時 分 就業日数 日 職種 労働時間がシフト制の場合は、昼間の時間を記入してください。					
保護者の状況について詳しく記入してください。 このしおりの7ページを確認して、必要な書類を添付してください。 必要書類については、きょうだいで入園の場合は、各々添付する必要はありません。				作物、家畜内容等） （農業の場合：耕地面積、作物、家畜内容等） 出産（予定）年月日 年 月 日 育児休業取得の有無 有 ・ 無 育児休業取得期間 年 月 日～ 年 月 日 現在、「出産予定」、「育児休業取得（予定）」、「産休・育休復帰予定」の場合、記入してください。					
別居していても離婚していない場合は、父・母それぞれの証明が必要になります。 ただし、下記に該当する場合はこの限りではありません。				病名 医療機関名 障害者手帳 有（ ） ・ 通院 ・ 自宅療養 年 月 から 年 月 まで 要介護・看護者の氏名 介護等を行う者からみた続柄 傷病・障害名 障害者手帳 有（ ） ・ 要支援（ ） 要介護度 要介護（ ） ・ 要支援（ ） 1日平均 時間・月平均					
①離婚調停・裁判中であって、裁判所から交付された事件証明などを添付できる場合 ②DV被害者で、配偶者から避難をしている場合であって、公的機関からDV被害者であることの証明が添付できる場合				チェックしてください。					
就学 入学年月日 年 月 日 学年（ 年制の） 学年				入学年月日 年 月 日 学年（ 年制の） 学年					
生活保護の適用の有無 ☒ 適用無し ☐ 適用有り				家庭の状況 ☒ ひとり親または障害者がいる家庭 ☐ 上記以外					
〇祖父母の状況について（同居）									
氏名									
父方	祖父								
	祖母	茨城 月子	59	茨城県石原80 ハイ7101号					
母方	祖父	沼田 太助	63	沼田市下之町××					
	祖母	沼田 雪子	61	沼田市下之町××					
就労等の状況（勤務先または健康状態） 就労： 無職：健康状態（良・病弱） 就労： ●●農園無職：健康状態（良・病弱） 就労： △△板金無職：健康状態（良・病弱） 就労： 無職：健康状態（良・病弱）									

※ 市記入欄	父() : 母() : 調整()	点数		備考	
-----------	--	----	--	----	--

※訂正する場合は、修正テープを使用しないでください。

【記入例 就労証明書】

就労証明書

※事業所に記入を依頼してください。

渋川市長

宛

月60時間以上の労働が必須です。
複数の勤務先をあわせて60時間以上となる
場合は、勤務先ごとに提出してください。

事業所長のほか、所属
長(店長、所長、工場長
等)の証明も可
※押印は不要

証明日	西暦	2026	年	8	月	5	日
事業所名	〇〇〇工業株式会社						
代表者名	群馬 一郎						
所在地	高崎市△△△××番地						
電話番号	027	—	333	—	×	×	×
担当者名	総務課 赤城 次郎						
記載者連絡先	027	—	333	—	×	×	×

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄
1	業種	☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取業 ☒ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業 ☐ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☐ 金融業・保険業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☐ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☐ その他()
2	フリガナ	シフカワ ショウタ
	本人氏名	渋川 翔太 生年月日 1994 年 10 月 10 日
3	雇用(予定)期間等	☒ 無期 ☐ 有期 期間 (無期の場合は雇用開始日のみ) 2016 年 4 月 1 日 ~ 年 月 日
4	本人就労先事業所	名称 〇〇〇工業株式会社 渋川営業所 住所 渋川市〇〇〇××番地×
5	雇用の形態	☒ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 会計年度任用職員 ☐ 非常勤 ☐ 自営業主 ☐ 自営業専従者 ☐ 家族従業者 ☐ 内職 ☐ 業務委託 ☐ その他() 月間の就労時間は必ず記入してください。
6	就労時間 (固定就労の場合)	月 火 水 木 金 土 日 祝日 合計 時間 時間 時間 時間 時間 時間 時間 時間 時間 月間 225 時間 分 (うち休憩時間 1500 分) 一月当たりの就労日数 月間 25 日 一週当たりの就労日数 週間 6 日 平日 8 時 30 分 ~ 17 時 30 分 (うち休憩時間 60.00 分) 休日 8 時 30 分 ~ 17 時 30 分
	就労時間 (変則就労の場合)	就労日数 ☐ 月間 ☐ 週間 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 実績ではなく、雇用契約に基づく就労時間を記入してください。
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	年月 2026 年 5 月 年月 2026 年 6 月 年月 2026 年 7 月 23 日/月 207 時間/月 26 日/月 234 時間/月 26 日/月 234 時間/月
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 育児の終期が確定していない場合でも、終了予定日を記入してください。
10	産休・育休以外の休業の取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 ☐ 病休 ☐ その他 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
11	復職(予定)年月日	☐ 復職予定 ☐ 復職済み 年 月 日
12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 復職日で入園月の判断をするため、必ず記入してください。
13	保育士等としての勤務実態の有無	☐ 有 ☐ 有() 雇用期間が有期の場合、契約終了後の更新の有無について記入してください。
14	(雇用契約の)満了後の更新の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無 ☐ 未定
15	入所内定時育休短縮可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否
16	育休延長可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否
17	単身赴任期間(予定含む)	年 月 育児休業の終了予定日より前の日時での保育所等の入所が内定した場合、育児休業を短縮し、入所内定日から復職することの可否について記入してください。
18	備考欄	
19	保護者記載欄	児童名 生年月日 施設名 渋川 花 2023 年 7 月 7 日 〇〇保育園 ☐ 利用中 ☒ 申込中(第一希望) 児童名 生年月日 施設名 年 月 日 施設名 ☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望) 施設名 ☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)

No.19は事業所ではなく、保護者が記入してください。

【記入例 求職活動に関する申立書】

※認定期間の90日以内に就労を開始してください。
※就労先が決まり次第速やかに、求職活動から労働
への認定変更の手続きをこども課で行ってください。

保護者記入欄			
施設名	〇〇保育園		
児童名	渋川 花	令和5年	7月7日生
児童名		年	月 日生
児童名		年	月 日生

求職活動に関する申立書

私は、就労することを希望しているため、求職活動を理由に保育関係施設の入園を申し込みます。

認定期間の90日以内に、月60時間以上の就労を開始し、就労証明書を速やかに提出いたします。

期日までに就労証明書が提出できない場合は、退園となっても異議ありません。

令和 8 年 9 月 4 日

申立者(署名) 渋川 愛

(児童との続柄: 母)

①現在の求職活動状況について

ハローワークに登録をして、令和9年4月1日からの就職を目指しています。

②希望する職業の内容について

希望勤務形態	常勤 ・ パート ・ その他()		
希望職種	介護	希望勤務日数	月平均 20 日
希望勤務時間	8 時 30 分 ~ 17 時 30 分		

※求職活動の予定がない場合は、求職活動をしていないものとみなします。
※求職活動の内容については、客観的に求職活動と認められる内容及び状態であることが求められます。
主なものとしては、求職申込み、求人への応募、職業相談・職業紹介、各種講習・セミナー受講、個別相談ができる企業説明会等への参加等が含まれます。
なお、自宅における新聞、インターネット等での求人情報の閲覧のみ行っている場合や、知人への求人紹介依頼等、活動頻度や時間、内容に鑑み、その活動のみをもった保育の必要性が生じていると言えない場合は、教育・保育給付認定を受けることができません。

【記入例 保育所等利用児童健康状態調査表】

保育所等利用児童健康状態調査表

記入日: R 8 年 9 月 4 日

児童氏名	渋川 花	生年月日	令和 5 年 7 月 7 日 3 歳
現在の保育の状況	☐ 幼稚園又は保育園を利用している ☒ 父又は母が自宅で保育している ☐ 母が産休中・父又は母が育休中である ☐ 父又は母が同伴就労している ☐ 祖父母が保育している ☐ その他()		

1 健康状態等について (各項目の該当する□に☑を付けてください)

次の乳児健診を受けましたか	☒ 3か月 ☒ 6か月 ☒ 10か月 ☒ 1歳6か月 ☒ 3歳 ☐ 受けていない
年齢に合わせた予防接種を受けましたか	☒ 受けた ☐ 受けていない
持病や治療中の病気はありますか (「ぜんそく」や「アレルギー」、「心臓病」など)	☐ な い 「ある」の場合 アレルギーや持病の内容 ☒ あ る 【 ぜんそく 】
現在、又は過去に定期的な通院・入院をしたことがありますか	通院歴 ☐ な い ☒ あ る 2 歳 5 か月頃 入院歴 ☒ な い ☐ あ る 歳 か月頃 【病名・けが・症状 ぜんそく 】
現在、服薬をしていますか	☒ な い 「ある」の場合 薬の内容 ☐ あ る 【 】
身体障害者手帳又は、療育手帳を持っていますか	☒ な い ☐ あ る 【 級 障害名: 】 【 ☐ A1 ☐ A2 ☐ B1 ☐ B2】
医療的ケアが必要ですか	☒ な い 「ある」の場合 医療的ケアの種別 ☐ あ る 【 】
現在、又は過去に障害児通園施設等への通園や相談したことはありますか	☒ な い ☐ あ る 施設名【 】 時期 歳 か月【 ☐ 週 ☐ 月 回程度】

2 生活状況等について

発育の状況	出産	☐ 正常分娩 ☒ 早産・未熟児等 【出生時体重 2,000 g】
	哺乳	☒ していない ☐ 母乳 ☐ 母乳+ミルク ☐ ミルク
	発育	☐ 首すわり ☐ お座り ☐ ハイハイ ☐ つかまり立ち ☒ ひとりで歩ける
排泄の状況	小便	☒ 自分でできる ☐ 自分でできない
	大便	☒ 自分でできる ☐ 自分でできない
睡眠の状況	睡眠の習慣	朝起きる時間 6 時頃 夜寝る時間 20 時頃
	おねしょ	☐ しない ☒ 時々 ☐ 毎日(おむつ)
	お昼寝	☐ しない ☒ する 時間【 12 時頃 ・ 1 時間くらい】
衣服着脱の状況	☒ ひとりでできる ☐ ひとりでできない	
	☐ 少しできる 状況【 】	
言葉の状況	☒ よく話す 状況【 ☐ 知っている人とだけ ☐ 誰とでも 】	
	☐ あまり話さない ☐ 赤ちゃん言葉が残っている ☐ まだ話せない	

3 その他【保育所等を利用するにあたり、お子様の健康や発育について心配なことを記入ください】

運動をした後、少し咳き込むことがあります。	※お子さんの健康面で心配なことがありましたら、事前に利用希望施設又はこども課にご相談ください。

3 幼稚園・認定こども園（教育）の 認定申請手続き

3-1 利用申込みできる児童と入園までの流れ

利用申込みできる児童

- (1) 保護者と利用する児童が渋川市に居住し、住民基本台帳に記載のある場合（転入予定者を含む。）
- (2) 幼稚園、認定こども園（教育）での集団生活に支障のない児童
- (3) 次の期間に生まれた児童
 - 満3歳 令和6年4月2日～令和7年4月1日生まれで、3歳に達した翌月から利用可能
 - 3歳児（年少） 令和5年4月2日～令和6年4月1日生まれ
 - 4歳児（年中） 令和4年4月2日～令和5年4月1日生まれ
 - 5歳児（年長） 令和3年4月2日～令和4年4月1日生まれ



入園までの流れ

施設見学	各施設で特色のある教育を行っています。ご理解いただく上でも申込みの前に希望する施設の見学をお願いします。また、食事に配慮が必要である、体調面などで心配があるなど、気になることがある場合も、事前に希望する施設に相談してください。 ※見学は直接各施設にお問合せください。
------	--

	一次募集	途中入園
入園願書配布	公立幼稚園・公立認定こども園 : 8月3日（月） 私立認定こども園 半田こども園 : 8月3日（月） 白ばら幼稚園 : 7月6日（月） 中村こども園 : 8月3日（月） ひばりこども園 : 8月3日（月） 渋川大島幼稚園 : 7月1日（水）	随時 （希望施設に連絡してください。）



入園願書提出	入園を希望する施設へ入園願書の提出 ※入園願書等の問い合わせは各施設へ連絡してください。
--------	---



認定申請書 提出期間	入園内定後、教育認定（1号認定）を受ける手続きをしてください。	
	令和8年9月1日（火）～令和8年9月30日（水） ※私立認定こども園は指定日あり （17ページ参照）	希望する月の前月10日までに こども課で手続き （閉庁日の場合は、直前の開庁日）



新規認定者の 認定証の送付	2月上旬に自宅へ郵送	入園希望月の前月の中旬に自宅へ郵送
------------------	------------	-------------------



入 園

3-2 新規入園の認定申請手続き 《令和9年4月1日入園を希望の方》

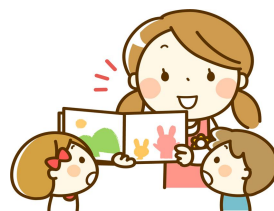
幼稚園、認定こども園（教育）を利用をする場合は、希望する施設へ入園願書を提出し、入園内定後、市の教育認定を受ける必要があります。

- 対象者 ①令和9年4月入園を希望している人
②令和9年4月から現在通っている園と別の園を希望する人
(令和9年度の途中入園の認定申請手続きは、18ページをご覧ください。)

《入園願書の受付について》

※入園の決定は、幼稚園、認定こども園が行います。願書の受付や選考方法などの詳細は、直接希望する施設へ問い合わせてください。

- 希望する施設で入園願書を受け取り、施設へ提出してください。
○ 入園願書の配布開始日や受付期間は、施設によって異なります。
○ 施設によって、先着順や抽選など選考方法が定められています。
○ 願書の受付は、定員になり次第終了となる施設もあります。



《認定申請書の受付について》

- 受付期間 令和8年9月1日（火）～
- 受付場所 こども課・公立幼稚園・公立認定こども園
私立認定こども園（指定受付日のみ（下表参照））
※私立認定こども園を希望する人で下表の指定受付日に来園できない場合は、こども課に提出してください。
- 認定申請に必要な書類
①認定申請者の保護者の本人確認ができるもの（運転免許証など）
※祖父母の方が申込みに来る場合は、署名欄に記入した保護者の運転免許証などの写しを持参してください。

②子どものための教育・保育給付認定申請書兼現況届出書 ※記入例19ページ

※児童1人につき1枚ずつ、黒色または青色のボールペン（消せるものは不可）で記入してください。

施設名			所在地 電話番号 (市外局番 0279)	入園 開始 年齢	入園願書 ※提出は入園希望施設			認定申請書		受付場所
					願書配布開始日	受付期間	受付時間	受付日（期間）	受付時間	
認定こども園	公立	伊香保こども園	伊香保町伊香保335-3 Tel. 72-2215	満3歳	8月3日（月）	9月1日（火）～9月30日（水）	午前9時～ 午後5時	9月1日（火）～	午前9時～ 午後5時	各施設
		渋川幼稚園	渋川1773-1 Tel. 22-2550	満3歳		9月1日（火）～				
		かに石こども園	村上3751-1 Tel. 59-2100	満3歳	8月3日（月）	9月1日（火）～	午前8時30分 ～午後5時15分	9月1日（火）～	午前8時30分 ～午後5時15分	こども課
	私立	半田こども園	半田1162-1 Tel. 24-2864	満3歳	8月3日（月）	9月1日（火）～9月30日（水）	午前9時～ 午後5時	9月7日（月）	午後2時30分～ 午後6時	各施設
		白ばら幼稚園	渋川1778-2 Tel. 22-1068	満3歳	7月6日（月）	9月1日（火）～	午前8時～ 午後5時	9月11日（金）	午後2時30分～ 午後5時	
		中村こども園	中村369-4 Tel. 24-5366	満3歳	8月3日（月）	9月1日（火）～	午前9時～ 午後5時	9月3日（木）	午後2時30分～ 午後6時	
		ひばりこども園	赤城町勝保沢110-6 Tel. 56-2144	満3歳	8月3日（月）	9月1日（火）～	午前9時～ 午後5時	9月10日（木）	午後2時30分～ 午後5時	
		渋川大島幼稚園	半田2410 Tel. 23-9930	満3歳	7月1日（水）	9月1日（火）～	午前9時～ 午後5時	9月9日（水）	午後2時30分～ 午後5時	
	幼稚園	こもち幼稚園	吹屋658-30 Tel. 60-6688	3歳児	8月3日（月）	9月1日（火）～	午前9時～ 午後5時	9月1日（火）～	午前9時～ 午後5時	各施設
		赤城幼稚園	赤城町勝保沢110-6 20-6222	3歳児						
		北橋幼稚園	北橋町真壁2376-4 Tel. 52-2414	3歳児						

※3歳児 令和5年4月2日～令和6年4月1日生まれ

※かに石こども園は令和8年度は休園中のため、渋川市こども課（渋川市役所本庁舎1階）にて受け付けます。

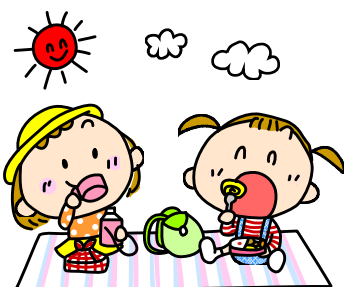
※ひばり保育園は、令和9年度から認定こども園へ移行予定です。

3-3 途中入園の認定申請手続き

※願書の受付は、定員になり次第終了となる施設もあるため、希望施設に確認してください。

- 受付期間 受付開始日～入園希望月の前月10日
※希望する施設に入園願書を提出し、入園許可となったら、市に認定申請書（19ページ）を提出してください。
- 対象者 令和9年5月以降に入園を希望している人
- 認定申請に必要な書類
 - ① 認定申請者の保護者の本人確認ができるもの（運転免許証など）
※祖父母の方が申請に来る場合は、署名欄に記入した保護者の運転免許証などの写しを持参してください。
 - ② 子どものための教育・保育給付認定申請書兼現況届出書 ※記入例19ページ
※児童1人につき1枚ずつ、黒色または青色のボールペン（消せるものは不可）で記入してください。

入園希望月	受付開始日	受付終了日	受付時間	受付場所
令和9年5月	令和9年3月1日(月)	令和9年4月9日(金)	午前8時30分 ～ 午後5時15分 ※土日祝日・ 年末年始を除く。	こども課 ※渋川市役所 本庁舎1階
令和9年6月		令和9年5月10日(月)		
令和9年7月		令和9年6月10日(木)		
令和9年8月	令和9年6月1日(火)	令和9年7月9日(金)		
令和9年9月		令和9年8月10日(火)		
令和9年10月		令和9年9月10日(金)		
令和9年11月		令和9年10月8日(金)		
令和9年12月	令和9年10月1日(金)	令和9年11月10日(水)		
令和10年1月		令和9年12月10日(金)		
令和10年2月		令和10年1月7日(金)		
令和10年3月		令和10年2月10日(木)		



【記入例 教育・保育給付認定申請書兼現況届出書】

子どものための教育・保育給付認定申請書兼現況届出書

認定証番号 認定申請・現況届

様
教育・保育給付認定を申請
付
決定した利用者負担額につ
意します。

申込手続きに来られる方の署名
※保護者欄に署名いただいた方の本人
確認をさせていただきます。

申請書提出日 令和 8 年 9 月 4 日 保護者（署名） 渋川 翔太

住所 渋川市石原80 ハイツ101号 電話番号 自宅（ 22-2111 ）

住所 渋川市内・☒ 渋川市外（前橋市） 父の携帯電話番号 (080-XXXX-XXXX)

氏名 渋川 翔太 性別 男

氏名 渋川 花 性別 女

生年月日 令和 5 年 7 月 7 日生 障害者手帳の有無 有 ☒ 無 ☐ 個人番号 000000000000

希望の有無 ☐ 有 ☒ 無 保育所 ☐ 有 ☒ 無 幼稚園等の利用を希望 ☐ ① ☒ ② ☐ ③ ☐ すべて記入してください

① 世帯の状況

氏名	児童との続柄	生年月日	性別	勤務先 学校名等	障害者手帳 の有無	個人番号
渋川 翔太	父	H6・10・10	男	〇〇〇工業(株)	有 ☒ 無 ☐	111111111111
渋川 愛	母	H7・12・12	女		有 ☐ 無 ☒	222222222222
渋川 悠	兄	H30・5・5	男	〇〇〇〇小学校	有 ☐ 無 ☒	333333333333
月子	祖母	S42・3・3	女	〇〇〇〇幼稚園	有 ☐ 無 ☒	444444444444
					有・無	
					有・無	
			男・女		有・無	

② 利用を希望する施設（事業所）名、

利用を希望する施設（事業者）名 〇〇幼稚園 (希望理由) 自宅から近いため

利用希望期間 令和 9 年 4 月 1 日 から 令和 12 年 3 月 31 日まで

年少(3歳児) 令和12年3月31日
年中(4歳児) 令和11年3月31日
年長(5歳児) 令和10年3月31日

4 申込み後・入園後の変更、取下、解除

4-1 保育必要事由や必要量等の変更

保育を必要とする事由や保育必要量が変更となる、住所を変更した、世帯員が変更となった、教育認定・保育認定の認定区分を変更したいなど、認定内容が変更となる場合は手続きが必要となります。速やかに茨川市こども課で手続きをお願いします。

- ①保育を必要とする事由が変更となった場合（就職・職場復帰・妊娠出産・育児休業・退職・疾病・就学など）
- ②保育必要量の変更の場合（※勤務時間が変更となり、恒常的に送迎が間に合わないなど）
- ③住所や氏名、教育・保育給付認定保護者が変わった場合
- ④世帯状況に変更があった場合（結婚、離婚、単身赴任など）
- ⑤認定区分（1号・2号）を変更する場合
- ▷妊娠したため、労働から産休に入る。

▷妊娠出産の認定中。育児休業へ入る。

《手続締日》 保育必要事由・必要量の変更 …… 毎月20日

認定区分（1号・2号）の変更・・・毎月10日

住所・氏名・世帯状況等の変更・・・随時

※締切日が閉庁日の場合は、締切直前の開庁日

- ▷妊娠したため、労働から産休に入る。
- ▷妊娠出産の認定中。育児休業へ入る。
- ▷育児休業から職場へ復帰する。
- ▷求職活動中であつたが、就職した。
- ▷退職し、仕事を探している。
- ▷勤務時間が増えたり減ったり、保育必要量が
変わる。 など

※退職や妊娠出産などの認定期間は申請日ではなく、保育を必要とする事由が変更となる日（退職日や出産予定日など）を基準とします。

※認定区分を変更する場合は、事前に認定こども園に相談してください。

※児童が満3歳になった際の3号認定から2号認定への切替手続きは不要です。

《提出書類等》 ○教育・保育給付認定事項変更申請書兼変更届出書

○保育を必要とすることを証明する書類 ※7ページをご覧ください。

○子どものための教育・保育給付支給認定証

※教育・保育給付認定保護者、児童それぞれのマイナンバーの記入が必要です。

4-2 入園の取下・解除

利用申込後、入園決定前に申込みを取り下げる場合や、入園決定後に利用の解除を希望する場合は、速やかに渋川市こども課で手続きをお願いします。

- ①利用申込みを取り下げる場合
- ②家庭保育が可能となり、保育所の利用がなくなった場合
- ③市外へ転出することになった場合

《提出書類等》 ○教育・保育給付認定事項変更申請書兼変更届出書

○子どものための教育・保育給付支給認定証

※教育・保育給付認定保護者、児童それぞれのマイナンバーの記入が必要です。

※利用については、届出があった月の月末で終了となります。

※市外転出後も継続で同じ施設に通いたい場合は、転入先市町村で管外利用の申込みが必要となります。
転入先市町村にお問い合わせください。

【記入例 教育・保育給付認定事項変更申請書兼変更届出書】

(求職活動から労働へ変更の場合)

認定事項に変更がある方は、速やかに
こども課で手続きをお願いします。

様式第6号の2 (第7条の2関係)

教育・保育給付認定事項変更申請書兼変更届出書

渋川市長 様

令和 8 年 6 月 5 日

次のとおり変更を申請(届出)します。

教育・保育給付 認定保護者	居 住 地	渋川市石原80 ハイヰ101号		
	氏 名	渋川 翔太	生 年 月 日	平6. 10. 10
	個 人 番 号	111111111111	電 話 番 号	080-XXXX-XXXX
教育・保育給付 認定子ども	居 住 地	同上	施 設 名	〇〇保育園
	氏 名 (教育・保育給付認定保護者 との続柄)	渋川 花 (子)	()	()
	生 年 月 日	令和 5 年 7 月 7 日	年 月 日	年 月 日
	個 人 番 号	0000000000000		

内 容	変 更 前	変 更 後
居住地の変更		
教育・保育給付認定保護者の変更 (教育・保育給付認定子どもとの続柄)	()	()
氏 名 の 変 更	教育・保育給付認定保護者:	教育・保育給付認定保護者:
	教育・保育給付認定子ども:	教育・保育給付認定子ども:
認定区分・保育必要量の変更	☐ 1号 ☒ 2号短時間 ☐ 2号標準時間 ☐ 3号短時間 ☐ 3号標準時間	☐ 1号 ☐ 2号短時間 ☒ 2号標準時間 ☐ 3号短時間 ☐ 3号標準時間
保育事由の変更	☐ 労働 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護・看護 ☒ 求職活動 ☐ 育児休業 ☐ 就学・訓練 ☐ 災害復旧 ☐ その他 ()	☒ 労働 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護・看護 ☐ 求職活動 ☐ 育児休業 ☐ 就学・訓練 ☐ 災害復旧 ☐ その他 ()
有効期間の変更	認定開始日 令和 8 年 4 月 1 日 認定終了日 令和 8 年 6 月 30 日	認定開始日: 令和 8 年 7 月 1 日 認定終了日: 年 月 日
そ の 他		
世帯状況の変更	☐ 世帯員の増(氏名: 続柄: 個人番号:) ☐ 世帯員の減	
	家庭の状況: ☐ ひとり親世帯(離婚調停中) ☐ 障害者がいる世帯	
変 更 理 由	令和8年7月1日から就労開始 ▲▲会社 8:30~17:30勤務	

※該当箇所のみ記入してください。教育・保育給付支給認定証、変更事項が確認できる書類等添付してください。

備 考	添付書類: 利用者負担額の変更: 有 ・ 無
-----	---------------------------

※押印は不要です。

※変更事項が確認できる書類の添付をお願いします。

※手元にある支給認定証を返却してください。

※保護者と児童のマイナンバーの記入が必要となります。

5 その他

5-1 市外の施設の利用申込手続き



渋川市に住民登録があっても、市外の保育施設を希望することができます。

【保育認定を受けて保育所や認定こども園（保育）を利用】

保護者の通勤その他の理由により、市内の保育施設の開所時間では間に合わない等の基準に該当する必要があるため、保育施設が所在する市町村に受入要件の確認をお願いします。

○申込みに必要な書類

- ① 認定申請者の保護者の本人確認ができるもの（運転免許証など）

※祖父母の方が申込みに来る場合は、署名欄に記入した保護者の運転免許証などの写しを持参してください。

- ② 子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書 ※記入例11・12ページ

- ③ 保育を必要とすることを証明する書類（7ページをご覧ください。）

- ④ 広域利用を必要とする理由書

※受付場所は、渋川市こども課です。一次募集の受付期間に提出してください。

※それぞれの市町村で必要書類が異なるため、上記以外の書類が必要になる場合があります。

※市外の申込みは、市町村間の調整が必要となり、施設所在地の市町村で利用調整を行います。

※結果の通知まで、時間がかかります。可否の通知は令和9年2月下旬頃になります。

（年度途中での入園の場合は、入園月の前月に利用調整となります。）

※施設が所在する市町村に住所を有する人が優先となります。

【教育認定を受けて幼稚園や認定こども園（教育）を利用】

希望の施設に入園願書提出後、渋川市こども課で手続きしてください。

○申込みに必要な書類

- ① 認定申請者の保護者の本人確認ができるもの（運転免許証など）

※祖父母の方が申込みに来る場合は、署名欄に記入した保護者の運転免許証などの写しを持参してください。

- ② 子どものための教育・保育給付認定申請書兼現況届出書

5-2 利用者負担

保育標準時間（11時間以内）または保育短時間（8時間以内）における**保育の提供に対する基本的な利用者負担額（保育料）は、0～2歳であっても渋川市に住民登録があれば無償です。**

一時預かり事業（幼稚園型）、延長保育を利用する場合のほか、**◆施設での活動に必要な文房具などの購入、行事への参加、食事の提供または通園バスの利用などに要する費用は、利用者負担が生じます。**

※利用者負担の金額については、施設によって違うため、施設にお問い合わせください。

5-3 申込後の注意事項

○申込みを取り下げる場合や、施設の利用決定後に辞退する場合には、速やかに渋川市こども課にご連絡ください。**連絡がない場合には在籍とみなし、利用者負担（上記◆）が発生します。**

○利用承諾後に施設を変更する場合は、利用解除の申請を行い、新たに入園の申込手続きが必要です。

（一次募集や二次募集期間内での変更の場合は、利用申込書の訂正が可能です。）

○虚偽の申込みや二重の申込みの場合は、入園を取り消します。

○その後の調査により、**入園資格に該当しない場合（全く就労していない等）は、利用開始後であっても特別な事情の場合を除き、退園となります。**

○申込みの内容に変更があった場合は、速やかに届出をしてください。

6 Q&A

Q1 来年度も同じ施設を利用したいと思っています。継続利用のため来年度の利用申込みはしなくてもよいですか。

A <2号・3号認定>は、年度ごとの利用承諾になるため提出をお願いします。
今年度末に卒園予定の2号認定のお子さんも、一次募集の期間に施設を通じて現況届の提出を依頼しますので、こども課に提出をお願いします。
<1号認定>は、提出不要です。

Q2 今年度の10月に途中入園を希望しています。来年度の入園申込みはどのようにしたらよいですか？

A 今年度と来年度、それぞれで提出が必要です。
来年度入園は9月に一次募集がありますので、そこで申込みいただき、今年度は入園を希望する月の前月10日までに申込みしてください。添付書類は、状況が変わらなければ、来年度に添付するもののコピーでも大丈夫です。

Q3 きょうだいで利用申込みを行う場合、就労証明書は人数分必要ですか？コピーでも大丈夫ですか？

A きょうだいの人数分、各々用意する必要はありません。保護者の方それぞれ原本を1部ずつ用意してください。

Q4 同居している祖父母、保護者のきょうだいの就労証明書は必要ですか？

A 60歳未満の就労している祖父母の方は提出をお願いいたします。きょうだいの方は不要です。

Q5 求職中ですが、保育園の申込みはできますか？

A 申込みできます。ただし利用調整の際、労働などの保育の必要性が高い保護者のお子さんが優先となりますので、ご希望に添えない場合があります。
また認定期間は、90日です。認定期間が終了する前に就労証明書を添付して、こども課で「求職活動」から「労働」への事由の変更手続きを行ってください。求職活動から、連続して求職活動での利用はできません。就労できない場合、お子さんは退園となってしまうためご注意ください。

Q6 育休中ですが、一次募集で新規の入園申込みができますか？

A 5月～12月の間に、育児休業から復帰する場合は、「労働」の事由で申込みできます。

Q7 ならし保育を行ってから職場復帰したいと考えています。いつから入園できますか？

A ならし保育は利用承諾期間内に行っていただきます。期間は2週間程です。
保護者の方の復職日によって、入園月が変わります。
1日～15日の間に復帰⇒復帰する月の1日、または前月1日から入園
16日～31日の間に復帰⇒復帰する月の1日から入園
4月1日復帰の保護者の方については、年度単位での利用承諾のため、前年度の3月にならし保育を行うことはできません。

Q8 下の子の育休を取得します。今、在園している上の子は継続して利用は可能ですか？

A 労働で保育施設を利用していた保護者の方が、下の子の出産で育児休業を取得した場合、上のお子さんは同じ施設であれば、継続して利用可能です。
下のお子さんの母子手帳が交付されたら、「労働」から「妊娠・出産」へ変更の手続きを行ってください。
その後、「妊娠・出産」の認定が終了する前に、「育児休業」へ変更の手続きを行ってください。
育休から職場復帰するタイミングで下のお子さんが入園となる場合、下のお子さんが入園する前に、上のお子さんの保育の事由を「育児休業」から「労働」へ変更の手続きを行ってください。
変更の手続きはこども課をお願いします。

Q9 現在、育休で保育所を利用中です。来年度は別の施設に転園を考えています。施設を変更しても4月から入園することは可能ですか？

A 4月中の復帰であれば、4月からの入園は可能です。5月以降の復帰の場合、新規入園申込みとなるため、4月からの入園はできません。5月以降での復帰の場合、復帰までの期間は現在利用中の施設で継続申請していただき、復帰に合わせて別の施設への途中入園することができます。または、3月で現在の施設を退園し、4月からは自宅保育とし、復帰日に合わせての新規入園申込みとなります。

Q10 現在、育休で市外の施設に在園中です。年度末までに転入し、4月から渋川の施設の入園を希望しています。4月からの入園は可能ですか？

A 新規入園申込みとなるため、5月15日までの復帰であれば、ならし保育期間を含め、4月からの入園は可能ですが、年度の途中での復帰であれば、復職日に合わせての入園となります。

Q11 渋川市に転入予定です。一次募集で4月入園の申込みはできますか？

A 転入地が確定していて、4月1日までに転入し住民登録が可能であれば申込みできます。
転入地が確認できる書類の写しを添付してください。転入が確認できなかった場合は、入園を取り消します。

Q12 5月以降に転入予定です。一次募集で申込みできますか？

A 途中入園の申込みとなります。
ただし、育休復帰予定で、入園月までに転入可能であれば、一次募集で受付します。
転入地の確認ができる書類を添付してください。転入が確認できなかった場合は、入園を取り消します。

Q13 現在、1号認定を受け認定こども園に在園しています。妊娠したため2号認定に切り替えることはできますか？

A 施設の定員に余裕があれば可能です。
利用している認定こども園に事前に相談してから、保育の利用申込書に必要な書類を添付して、変更希望月の前月10日までにこども課に提出してください。

Q14 短時間で保育施設を利用中ですが、職場が変わり、就業開始時間に間に合いません。
就労時間は120時間未満で、短時間の範囲で迎えは間に合います。標準時間の利用はできますか？

A 恒常的に延長保育が必要となる場合は変更が可能です。
就労証明書を添付し、変更手続を行ってください。

Q15 標準時間の認定です。通勤時間を含めて16時半には迎えに行けませんが、標準時間内いっぱいまで利用可能ですか？

A 通勤時間と就労時間を合わせた時間が、「保育を必要とする時間」になります。仕事が終わる次第、迎えに来てください。

Q16 5月31日付けで退職しましたが、労働・標準時間から求職活動・短時間への認定変更の手続きをしないまま7月になってしまいました。7月20日までに変更申請をした場合、8月1日～10月31日までが求職活動期間ですか？労働・標準時間の認定はどうなりますか？

A 認定の変更については、原則毎月20日の締切で、翌月からの変更として受け付けています。
今回の場合、5月31日に退職、7月変更申請となりますが、申請日ではなく、保育の事由の変更が生じた日を基準とするので、求職活動期間は、8月1日から3か月（10月31日）ではなく、退職日を基準に6月1日から3か月（8月31日）となります。
認定については、7月31日までは労働・標準時間、8月1日から8月31日まで求職活動・短時間となります。
ただし、本来7月中も求職活動・短時間の期間なので、できるかぎり早めの迎えをお願いします。
保育を必要とする事由が変更となったとき、変更となることがわかっているときは、早めの手続きをお願いします。

Q17 誕生日を迎え3歳になりました。3号認定（3歳未満）から2号認定（3歳以上）への変更手続きは必要ですか？

A 手続きは不要です。市内施設のお子さんは、施設を通じて2号認定の認定証を配付します。
市外の施設を利用しているお子さんの支給認定証は、郵送します。

Q18 在園中です。2月末に退職予定です。9月に申込みをし、継続利用の決定がされている来年度の利用はどうなりますか？

A 2月20日までに、求職活動への変更手続きをお願いします。短時間の利用となります。
3月1日から5月31日までが求職活動期間になるため、その間に就労を開始し、こども課で「労働」への変更の手続きをしてください。退職日を基準に期間を認定します。新年度になってから、あらためて4月1日から3か月の求職期間（6月30日まで）にはならないので注意してください。

Q19 前橋市に所在する施設の入園を希望しています。現在、求職活動中ですが、実家は前橋市です。
管外での申込みはできますか？

A できません。
求職活動での管外施設の入園の申込みは受け付けていません。また実家が所在しているだけの理由も受け付けていません。職場が前橋市に所在している、出産のため前橋市の実家に里帰りしている期間に保育施設を利用したいなどの場合は受け付けています。

Q20 求職活動で入所承諾となっていますが、下の子を妊娠しました。求職活動から妊娠・出産に切り替えて、そのまま継続で通うことができますか？出産後、求職活動へ切り替えることができますか？

A 求職活動の期間が終了するまでに仕事が見つからない場合は退園となります。妊娠・出産で利用を希望する場合は、再度利用申込みをしてください。その場合、継続ではなく、新規の年度途中入園での利用調整となります。また、妊娠・出産からの求職活動への切り替えはできません。

7 子ども・子育て支援

※内容に変更が生じる場合があります。

7-1 一時預かり（一般型）

通称：一時預かり

保護者の労働や急病、リフレッシュしたいときなどに対応するため、一時預かりを行っています。ご利用の場合は、事前に施設にお問い合わせください。

◇対象者 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用していない未就学児

実施施設名	実施日	実施時間	対象年齢	日額利用料	
				市内在住者	市外在住者
第一保育所	月曜日～土曜日 (祝日・年末年始を除く。)	8:30～16:30	満1歳から	【緊急・非定型】 4時間未満：1,500円 4時間以上：2,500円	【緊急・非定型】 4時間未満：2,500円 4時間以上：3,500円
第四保育所			3歳児から		
第五保育所			満1歳から		
伊香保こども園	※1か月につき 14日以内		満6か月から	【リフレッシュ】 4時間未満：2,000円 4時間以上：3,000円	【リフレッシュ】 4時間未満：3,000円 4時間以上：4,000円
ひばりこども園	月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く。)	9:00～16:30	満1歳から		
半田こども園		8:45～16:30			
白ばら幼稚園		8:45～16:00			
※利用料のほか、給食費(300円)がかかる場合があります。					

※緊急 保護者の傷病、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭など緊急・一時的なもの

※非定型 保護者の短時間・断続的な労働、職業訓練、就学など

※リフレッシュ 保護者の育児等にもともなう心理的・身体的負担の解消など

※ひばり保育園は、令和9年度から認定こども園へ移行予定です。

※ひばりこども園は26ページの「利用料の無償化について」の対象外となります。

7-2 一時預かり（幼稚園型）

通称：預かり保育

保護者の労働や急病など、家庭における育児が困難な場合、児童が在園する施設で一時預かりを行っています。**ご利用の場合は、事前に施設にお問い合わせください。**

◇対象者 実施施設に在園する児童

実施施設名			実施時間	利用料
認定こども園	公立	伊香保こども園	8:00～8:40 / 14:00～18:00	1日100円
			長期休業中 8:00～18:00	1日200円
		渋川幼稚園	8:00～8:40 / 14:00～18:00	1日100円
			長期休業中 8:30～17:00	1日200円
		かに石こども園	13:30～17:00	1日100円
			長期休業中 8:30～16:30	1日200円
	私立	半田こども園	13:00～16:00	月額3,000円
		白ばら幼稚園	7:30～8:30 / 14:15～18:30	1日400円 (おやつ代含む)
			長期休業中 8:30～16:00	半日400円 1日700円 (おやつ代含む)
		中村こども園	13:00～16:30	1日300円 上限3,000円
		ひばりこども園	13:00～16:00	月額3,000円
渋川大島幼稚園	7:30～8:30 / 14:00～18:00	1日350円 (おやつ代含む)		
	長期休業中 7:30～18:00	11:30まで350円 14:00まで550円 18:00まで900円 (おやつ代含む)		
幼稚園	公立	こもち幼稚園	8:00～8:40 / 14:00～18:00 長期休業中 8:30～17:00	通常 1日100円
		赤城幼稚園	8:00～8:40 / 14:00～18:00 長期休業中 8:30～17:00	
		北橋幼稚園	8:00～8:40 / 14:00～18:00 長期休業中 8:30～17:00	長期休業中 1日200円

※保護者の傷病、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭など緊急・一時的なもの

※保護者の労働、求職活動、職業訓練、就学など

※かに石こども園は、令和8年度は休園中です。

※ひばり保育園は、令和9年度から認定こども園へ移行予定です。



7-3 病児保育

児童の急な発熱や病気または回復期で、集団保育の困難な期間において、仕事の休めない両親に代わって看護師と保育士が一時的に預かる施設です。ご利用の場合は、直接電話でご予約ください。
なお、施設を利用するには、年度ごとに**事前登録が必要**となります。

◇対象者 1歳～小学3年生

実施施設名	所在地 電話番号	利用日	利用時間	利用料
みつばち保育園	有馬237-1 0279-24-1419	月曜日～土曜日 (祝日、年末年始を除く。)	月曜日～金曜日 8:30～17:00 土曜日 8:30～13:00	1日1,500円

○昼食・おやつ

昼食1食分とおやつ2回分をご用意ください。ご要望があれば、500円で昼食・おやつをご用意します。

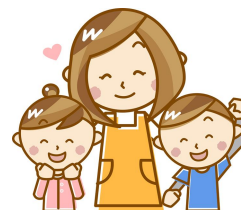
7-4 しぶかわファミリー・サポート・センター

保護者の急用やリフレッシュしたいなど「育児の援助を受けたい人」と「育児の援助を行いたい人」のネットワークをつくり、地域で子育てを助け合う会員組織です。詳しくは、しぶかわファミリー・サポート・センターへお問い合わせください。利用には**会員登録が必要**です。

◇対象者 おおむね生後3か月～高校3年生

◇利用料金 1時間700円～

◇電話 0279-22-5200



7-5 利用料の無償化について

一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センター、認可外保育施設を利用した保護者が、保育を必要とする事由に該当する場合、教育・保育給付認定とは別の認定（施設等利用給付認定）を受けた後、請求をすることで、利用料を償還払い（施設に支払った後、請求により支給）します。

◇対象者

- ・教育認定（1号認定）を受けている児童
- ・未就学児のうち保育を必要とする事由に該当している人 ※4ページをご覧ください。
- ※保護者と利用する児童が渋川市に居住し、住民基本台帳に登録がある場合に限ります。

◇対象事業

- ・一時預かり事業（一般型）
- ・一時預かり事業（幼稚園型）
- ・認可外保育施設
- ・病児保育事業
- ・ファミリーサポートセンター事業

◇対象額

- 一時預かり事業（一般型）、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業、認可外保育施設
 - ・満3歳以上（4月1日現在）の子どもは、月額上限37,000円までの利用料を償還します。
 - ※令和8年10月利用分から、月額上限40,300円に改定される予定です。
 - ・満3歳未満（4月1日現在）の子どもは、月額上限42,000円までの利用料を償還します。
 - ※令和8年10月利用分から、月額上限45,700円に改定される予定です。

○一時預かり事業（幼稚園型）
月額上限11,300円（日額上限450円）までの利用料を償還します。
※令和8年10月利用分から、月額上限12,300円（日額上限490円）に改定される予定です。

◇申請方法 各施設を利用する前に、こども課へ認定申請書類を提出して下さい。
認定申請書類は、こども課の窓口で配布しています。
(市ホームページからダウンロードすることもできます。)

7-6 地域子育て支援センター

子育て家庭に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークルなどの支援、子育て情報の提供など、地域の子育て家庭に対する育児支援を目的に実施しています。

ご利用の場合は、事前に施設へお問い合わせください。

◇対象者 幼稚園・保育所・認定こども園を利用していない未就学児

〈私立の施設〉

実施施設	名 称 電話番号 (市外局番0279)	実施日	実施時間	
		親子ふれあい保育 育児相談	親子ふれあい保育	育児相談
渋川こばと保育園	こばとひろば Tel.23-9066	月～金	9:00～12:00 13:00～15:00	13:00～15:00
行幸田保育園	みっきークラブ Tel.23-3025	月～金	9:00～14:00	14:00～16:00
コスモス保育園	コスモス広場 Tel.23-5389	月～金	9:00～12:00 13:00～16:00	8:30～17:00
わかば児童館 (パンジー保育園)	めだかクラブ Tel.24-5600	月～金	10:00～12:00 13:00～16:00	10:00～12:00 13:00～16:00
たんぼぼ保育園	たんぼぼクラブ Tel.53-4554	月～金	9:30～12:30 13:00～15:00	9:30～12:30 13:00～15:00
北橋保育園	チャイルドハウスひまわり Tel.23-4213	月～金	9:00～11:30 13:00～15:30	13:00～15:30
半田こども園	にこにこランド 26-7402	月～金	9:30～11:30	13:00～16:00
白ばら幼稚園	白ちゃんクラブ Tel.22-1068	月～金	9:30～11:30 13:00～15:00	13:00～16:00
中村こども園	キャンディーきっず Tel.24-5366	月～金	9:00～12:00 13:00～15:00	13:00～16:00
ひばりこども園	すまいる☆キッズ Tel.56-2144	月～金	9:00～11:30 13:00～15:30	9:00～11:30 13:00～15:30
渋川大島幼稚園	おおしまひろば Tel.23-9930	月・水	10:30～11:30	13:00～15:00

※ひばり保育園は、令和9年度から認定こども園へ移行予定です。

〈公立の施設〉

名 称	実施施設	電話番号 (市外局番0279)	親子ふれあい保育・育児相談	
			実施日	実施時間
こあらクラブ	第一保育所	Tel.22-0449	金	9:30～11:30
	第四保育所	Tel.23-3759	火・木	
	第五保育所	Tel.23-3002	水	
	伊香保こども園	Tel.72-2215	水	
	渋川幼稚園	Tel.22-2550	火	
	かに石こども園	Tel.59-2100	月2回（火）不定期	
	こもち幼稚園	Tel.60-6688	木	
	赤城幼稚園	Tel.20-6222	金	
	北橋幼稚園	Tel.52-2414	水	

※かに石こども園は、令和8年度は休園中です。

8 オンライン申請

《マイナンバーカードを取得している人》

マイナンバーカードを取得している人については、マイナポータルのぴったりサービスを利用したオンラインでの申請ができます。

《受付期間》

「一次募集」 令和8年9月1日（火）～令和8年9月30日（水）

《受付対象》

- ①令和9年4月入園を希望している人 **※出産予定児は含まない。**
- ②現在、保育施設を利用して、令和9年度も継続して同じ保育施設の利用を希望する人または別の保育施設を希望する人
- ③令和8年度末に卒園予定の年長児の現況届（保育認定）

《受付できない申請》

- ①教育認定（1号認定）の新規申込み
- ②出産予定児の令和9年4月1日入園を希望する人
- ③産休・育休復帰予定で、令和9年5月～12月入園を希望する人
- ④転入地が確定している転入予定の人
- ⑤市外の幼稚園、保育所、認定こども園を希望する人
- ⑥医療的ケアが必要な児童
- ⑦令和8年度途中入園の申込み

※各幼稚園、保育所、認定こども園またはこども課で直接手続きをお願いします。

《利用上の注意》

- ・申込みは保護者の方の個人番号で申請してください。（利用児童ではありません。）
- ・連絡先は日中連絡のとれる電話番号を必ず入力してください。
- ・入力途中で前へ戻る場合、必ずマイナポータル上の「◀戻る」を使用してください。
端末の「<戻る」で操作すると、入力した情報がすべて消えてしまいます。
- ・入力ページが大変多いため、一時保存をしながら進むことをおすすめします。

《利用手順》

iPhone・androidにマイナポータル接続用のアプリケーションをインストール

↓
マイナポータルを利用するための利用者登録を行う

※マイナンバーカードを作成するときに設定した暗証番号が必要になります。

↓
利用申込みをする保護者（教育・保育給付認定保護者）ご自身のマイナンバーカードを準備
保護者それぞれの保育を必要とすることを証明する書類を準備

↓
マイナポータルへログイン

↓
ホーム画面 自治体設定にて「群馬県」「渋川市」を設定

↓
ホーム画面 右下にある「さがす🔍」を選択

↓
「カテゴリから検索」
「子育て」を選択

↓
「子どものための教育・保育給付認定申請兼保育利用申込（2号・3号認定）」

◆保育施設の利用を希望する保護者

※お子さん3人まで登録できます。

↓
「保育施設等利用者の現況届」

◆令和8年度末に卒園予定の年長児の保護者（保育認定）



9 施設情報

※内容に変更が生じる場合があります。

市内施設一覧

ここdeサーチ



○保育所

区分	施設名	定員	所在地 電話番号 (市外局番 0279)	入園開始 年齢 (2・3号)	開園時間 (平日) (土曜日)	保育標準時間	保育短時間	教育標準時間 (平日のみ)
公立	第一保育所	60	渋川2103-22 TEL 22-0449	満1歳	7:30~19:00	7:30~18:30	8:30~16:30	—
	第四保育所	87	有馬716 TEL 23-3759	満1歳	7:30~18:00			
	第五保育所	76	渋川446-1 TEL 23-3002	3歳児	7:30~18:00			
私立	渋川こぼと保育園	120	金井2352-15 TEL 23-9066	満8か月	7:30~19:00 7:30~17:30	7:30~18:30	8:30~16:30	—
	行幸田保育園	150	行幸田910-1 TEL 23-3025	満6か月	7:30~19:00 7:30~18:00	7:30~18:30	8:30~16:30	—
	コスモス保育園	100	石原1609-1 TEL 23-5389	産休明け	7:00~19:00 8:00~17:30	7:00~18:00	8:30~16:30	—
	パンジー保育園	90	金井1512-1 TEL 24-5315	産休明け	7:30~19:00 8:00~18:00	7:30~18:30	8:30~16:30	—
	たんぽぽ保育園	110	上白井2525 TEL 53-4554	満6か月	7:30~19:00 7:30~18:00	7:30~18:30	8:30~16:30	—
	北橋保育園	110	北橋町八崎374 TEL 23-4213	満6か月	7:00~18:30 7:30~13:30	7:00~18:00	8:00~16:00	—

※3歳児 令和5年4月2日~令和6年4月1日生まれ

○認定こども園

区分	施設名	定員 (1号) (2・3号)	所在地 電話番号 (市外局番 0279)	入園開始 年齢 (1号) (2・3号)	開園時間 (平日) (土曜日)	保育標準時間	保育短時間	教育標準時間 (平日のみ)
公立	伊香保こども園	80 (10) (70)	伊香保町伊香保335-3 TEL 72-2215	満3歳 満6か月	7:30~19:00	7:30~18:30	8:30~16:30	8:40~14:00
	渋川幼稚園	85 (25) (60)	渋川1773-1 TEL 22-2550	満3歳 満1歳	7:30~18:00			
	かに石こども園	25 (15) (10)	村上3751-1 TEL 59-2100	満3歳 満1歳	7:30~18:00			9:30~13:30
私立	半田こども園	245 (15) (230)	半田1162-1 TEL 24-2864	満3歳 満6か月	7:15~19:15 7:15~18:15	7:15~18:15	8:30~16:30	9:00~13:00
	白ばら幼稚園	200 (60) (140)	渋川778-2 TEL 22-1068	満3歳 満8か月	7:30~19:00 7:30~17:00	7:30~18:30	8:00~16:00	9:00~14:15
	中村こども園	105 (15) (90)	中村369-4 TEL 24-5366	満3歳 満6か月	7:30~19:00 7:30~18:00	7:30~18:30	8:30~16:30	9:00~13:00
	ひばりこども園	150 (10) (140)	赤城町勝保沢110-6 TEL 56-2144	満6か月	7:00~19:00 8:00~17:00	7:00~18:00	8:00~16:00	9:00~13:00
	渋川大島幼稚園	145 (75) (70)	半田2410 TEL 23-9930	満3歳 2歳児	7:30~18:30 7:30~13:30	7:30~18:30	7:30~16:00	10:00~14:00

※かに石こども園は、令和8年度は休園中です。

※ひばり保育園は、令和9年度から認定こども園へ移行予定です。

※2歳児 令和6年4月2日~令和7年4月1日生まれ

○幼稚園

区分	施設名	定員	所在地 電話番号 (市外局番 0279)	入園開始 年齢	開園時間	保育標準時間	保育短時間	教育標準時間 (平日のみ)
公立	こもち幼稚園	175	吹屋658-30 TEL 60-6688	3歳児	8:00~18:00	—	—	8:40~14:00
	赤城幼稚園	75	赤城町勝保沢110-6 TEL 20-6222					
	北橋幼稚園	135	北橋町真壁2376-4 TEL 52-2414					

※3歳児 令和5年4月2日~令和6年4月1日生まれ

延長保育

認定された保育時間を超えて利用できます。利用には施設で設定した利用料がかかります。
詳しくは施設へお問い合わせください。

◇対象者 保育認定を受けた在園児

保育所

実施施設名	保育時間		延長時間	
			平日	土曜日
第一保育所 第四保育所 第五保育所	保育標準時間	朝	—	—
		夕	18:30~19:00	—
	保育短時間	朝	7:30~ 8:30	7:30~ 8:30
		夕	16:30~19:00	16:30~18:00
渋川にばと保育園	保育標準時間	朝	—	—
		夕	18:30~19:00	—
	保育短時間	朝	—	—
		夕	16:30~17:00	—
行幸田保育園	保育標準時間	朝	—	—
		夕	18:30~19:00	—
	保育短時間	朝	7:30~ 8:30	7:30~ 8:30
		夕	16:30~19:00	16:30~18:00
コスモス保育園	保育標準時間	朝	—	—
		夕	18:00~19:00	—
	保育短時間	朝	7:00~ 8:30	8:00~ 8:30
		夕	16:30~19:00	16:30~17:30
パンジー保育園	保育標準時間	朝	—	—
		夕	18:30~19:00	—
	保育短時間	朝	7:30~ 8:30	8:00~ 8:30
		夕	16:30~19:00	16:30~18:00
たんぽぽ保育園	保育標準時間	朝	—	—
		夕	18:30~19:00	—
	保育短時間	朝	7:30~ 8:30	—
		夕	16:30~19:00	16:30~18:00
北橋保育園	保育標準時間	朝	—	—
		夕	18:00~18:30	—
	保育短時間	朝	7:00~ 8:00	7:30~ 8:00
		夕	16:00~18:30	—

認定こども園

施設名	利用時間		延長時間	
			平日	土曜日
伊香保こども園 渋川幼稚園 かに石こども園	保育標準時間	朝	—	—
		夕	18:30~19:00	—
	保育短時間	朝	7:30~ 8:30	7:30~ 8:30
		夕	16:30~19:00	16:30~18:00
半田こども園	保育標準時間	朝	—	—
		夕	18:15~19:15	—
	保育短時間	朝	—	—
		夕	—	—
白ばら幼稚園	保育標準時間	朝	—	—
		夕	18:30~19:00	—
	保育短時間	朝	7:30~ 8:00	7:30~ 8:00
		夕	16:00~19:00	16:00~17:00
中村こども園	保育標準時間	朝	—	—
		夕	18:30~19:00	—
	保育短時間	朝	7:30~ 8:30	7:30~ 8:30
		夕	16:30~19:00	16:30~18:00
ひばりこども園	保育標準時間	朝	—	—
		夕	18:00~19:00	—
	保育短時間	朝	7:00~ 8:00	—
		夕	16:00~19:00	16:00~17:00
渋川大島幼稚園	保育標準時間	朝	—	—
		夕	—	—
	保育短時間	朝	—	—
		夕	16:00~18:30	—

※かに石こども園は、令和8年度は休園中です。

※ひばり保育園は、令和9年度から認定こども園へ移行予定です。

10 アップ

市内幼稚園・保育所・認定こども園マップ

